

重信川堤防調査委員会 規約

(名称)

第1条 本会は「重信川堤防調査委員会」(以下、「委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 委員会は、平成29年9月台風18号により、重信川水系重信川で発生した堤防の漏水について、被災原因を特定し、被災状況に対応した漏水対策工法を検討することを目的とする。

(検討内容)

第3条 委員会は、前条の目的のため次の事項を検討する。

- (1) 重信川水系重信川の堤防漏水の原因の特定
- (2) (1)を踏まえた漏水対策工法
- (3) 漏水に対して安全性が不足する区間の位置づけ

(組織等)

第4条 委員会は、国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所長が設置する。

(委員会)

第5条 委員会は、別紙に掲げる委員を持って構成する。

(委員長)

第6条 委員会には、委員長を置く。

(委員長代理)

第7条 委員会には、委員長代理を置き、委員長の指名によりこれを定める。

(委員会の開催)

第8条 委員会は、委員長が招集し、開催する。

- 2 委員会は、委員総数の過半数をもって成立する。なお、委員が出席できない場合は代理出席を認める。
- 3 委員会は、目的を達成するために必要があると認めるときには、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長代理がその職務を代行する。

(委員会の公開)

第9条 委員会は、原則として公開とする。ただし、今後予定される検討業務や工事の発注における技術提案等に影響を及ぼす恐れがあるため、公開することが適切でない場合は、非公開とすることがある。なお、報道関係等のカメラ撮りは委員会冒頭のみ可能とする。

- 2 議事内容の公開は、議事要旨の形式で、出席した委員の確認を得た後、後日、松山河川国道事務所ホームページで公表するものとする。
- 3 委員会資料は、後日、松山河川国道事務所ホームページで公表する。ただし、今後予定される検討業務や工事の発注における技術提案等に影響を及ぼす恐れがある等で公開することが適切でない資料等については、公表しないものとする。

(事務局)

第10条 事務局は、国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所に置く。

(その他)

第11条 この規約に定めがない事項は、委員会において定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成30年2月2日から施行する。

重信川堤防調査委員会

委員名簿

委 員	岡村 未対 おかむら みつ	愛媛大学 大学院理工学研究科 教 授
委 員	佐々木 哲也 ささき てつや	国立研究開発法人土木研究所 地質・地盤研究グループ 土質・振動チーム 上席研究員
委 員	鈴木 幸一 すずき こういち	愛媛大学 名誉教授
委 員	諏訪 義雄 すわ よしお	国土交通省国土技術政策総合研究所 河川研究部河川研究室 室 長